

# 福岡県公報

平成20年4月18日  
第2812号  
増刊 ①

## 目次

告示(第681号)

平成20年度一般会計予算及び特別会計予算 (財政課) ..... 1

## 告示

福岡県告示第681号

平成20年度一般会計予算及び特別会計予算は、平成20年2月第5回福岡県議会定例会において次のように議決されたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第219条第2項の規定により公表する。

平成20年4月18日

福岡県知事 麻生 渡

## 平成20年度福岡県一般会計予算

平成20年度福岡県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,534,899,711千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の経費の各項の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成20年3月28日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 税		630,862,717
	1 県 民 税	207,220,936
	2 事 業 税	176,775,771
	3 地 方 消 費 税	94,817,080
	4 不 動 産 取 得 税	19,796,093
	5 県 た ば こ 税	10,909,020
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	1,271,115
	7 自 動 車 税	64,371,888
	8 鉦 区 税	6,822
	9 自 動 車 取 得 税	14,500,032
	10 軽 油 引 取 税	40,789,237
	11 狩 猟 税	42,019

(単位：千円)

款	項	金額
	12 産業廃棄物税	361,644
	13 旧法による税	1,060
2 地方消費税清算金		91,095,795
	1 地方消費税清算金	91,095,795
3 地方譲与税		4,737,008
	1 地方道路譲与税	3,776,943
	2 石油ガス譲与税	282,206
	3 航空機燃料譲与税	677,859
4 地方特例交付金		6,768,108
	1 地方特例交付金	4,508,108
	2 特別交付金	2,260,000
5 地方交付税		264,660,673
	1 地方交付税	264,660,673
6 交通安全対策特別交付金		1,657,326

	1 交通安全対策特別交付金	1,657,326
7 分担金及び負担金		10,542,889
	1 分担金	981,985
	2 負担金	9,560,904
8 使用料及び手数料		17,433,321
	1 使用料	8,992,886
	2 手数料	8,440,435
9 国庫支出金		175,846,701
	1 国庫負担金	95,469,027
	2 国庫補助金	78,150,965
	3 委託金	2,226,709
10 財産収入		6,331,066
	1 財産運用収入	4,457,782
	2 財産売却収入	1,873,284
11 寄附金		300,000

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 寄 附 金	300,000
12 繰 入 金		29,963,689
	1 特 別 会 計 繰 入 金	5,285,975
	2 基 金 繰 入 金	24,677,714
13 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
14 諸 収 入		99,665,117
	1 延滞金、加算金及び過料等	2,432,983
	2 県 預 金 利 子	187,991
	3 公営企業貸付金元利収入	2,404,813
	4 貸 付 金 元 利 収 入	73,603,547
	5 受 託 事 業 収 入	6,276,087
	6 収 益 事 業 収 入	7,708,856
	7 利 子 割 精 算 金 収 入	83,474

	8 雑 入	6,967,366
15 県 債		195,035,300
	1 県 債	195,035,300
歳 入 合 計		<b>1,534,899,711</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		2,858,734
	1 議 会 費	2,858,734
2 総 務 費		59,945,906
	1 総 務 管 理 費	28,570,564
	2 企 画 費	4,093,701
	3 徴 税 費	20,196,396
	4 市 町 村 振 興 費	4,326,001
	5 選 挙 費	183,740



(単位：千円)

款	項	金額
	6 防 災 費	789,704
	7 統 計 調 査 費	1,107,544
	8 人 事 委 員 会 費	276,005
	9 監 査 委 員 費	402,251
3 保 健 費		163,309,848
	1 保 健 企 画 費	9,866,902
	2 健 康 対 策 費	12,207,428
	3 生 活 衛 生 費	1,397,578
	4 医 薬 費	3,830,086
	5 医 療 介 護 費	131,219,759
	6 高 齢 者 支 援 費	4,788,095
4 環 境 費		4,013,556
	1 環 境 費	4,013,556
5 生 活 労 働 費		105,446,232

	1 県 民 生 活 費	5,125,482
	2 福 祉 企 画 費	2,896,786
	3 児 童 家 庭 費	26,017,558
	4 障 害 者 福 祉 費	24,468,992
	5 生 活 保 護 費	31,592,325
	6 社 会 福 祉 費	10,454,519
	7 労 働 企 画 費	1,599,830
	8 職 業 訓 練 費	2,796,102
	9 失 業 対 策 費	204,953
	10 労 働 委 員 会 費	289,685
6 農 林 水 産 業 費		69,359,141
	1 農 林 水 産 業 企 画 費	7,285,427
	2 農 業 費	9,021,878
	3 畜 産 業 費	2,112,650
	4 農 地 費	28,097,117

(単位：千円)

款	項	金額
	5 林業費	13,360,912
	6 水産業費	9,481,157
7 商工費		70,307,664
	1 商業費	63,008,346
	2 工鉱業費	7,043,021
	3 観光費	256,297
8 県土整備費		177,779,516
	1 県土整備企画費	24,719,264
	2 道路橋りょう費	71,649,096
	3 河川海岸費	37,214,782
	4 港湾費	4,317,036
	5 都市計画費	23,091,023
	6 住宅費	8,905,372
	7 河川総合開発等事業費	2,141,220

	8 水 資 源 対 策 費	5,741,723
9 警 察 費		133,293,344
	1 警 察 管 理 費	129,947,103
	2 警 察 活 動 費	3,346,241
10 教 育 費		401,591,015
	1 教 育 総 務 費	35,947,395
	2 小 学 校 費	142,664,320
	3 中 学 校 費	82,930,831
	4 高 等 学 校 費	68,582,382
	5 特 別 支 援 学 校 費	27,942,385
	6 社 会 教 育 費	5,271,973
	7 保 健 体 育 費	1,524,025
	8 大 学 費	3,991,447
9 私 立 学 校 費	32,736,257	
11 災 害 復 旧 費		2,651,254

(単位：千円)

款	項	金額
	1 農林水産施設災害復旧費	1,152,016
	2 土木施設災害復旧費	1,499,238
12 公債費		174,364,450
	1 公債費	174,364,450
13 諸支出金		169,779,051
	1 利子割交付金等	167,379,051
	2 公営企業貸付金	2,400,000
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出合計		<b>1,534,899,711</b>

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
福岡県環境保全施設等整備資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成20年度から平成31年度まで	2,400千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
産 廃 不 適 正 処 理 対 策 費	平成21年度から平成24年度まで	593,357千円
福岡県中小企業振興資金融資制度の推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成20年度から平成31年度まで	950,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
福岡県中小企業振興センターに対する損失補償	平成20年度から平成33年度まで	160,000千円
中小企業無担保融資推進に伴う福岡県信用保証協会に対する損失補償	平成20年度から平成31年度まで	384,000千円 ただし、求償権の行使にともない回収金が返還されたときは、当該金額相当額を限度額に加算することができる。
農 業 近 代 化 資 金 利 子 補 給	平成21年度から平成41年度まで	352,366千円 ただし、平成20年度利子補給対象融資限度額 3,000,000千円
畜産経営環境調和推進資金利子補給	平成21年度から平成31年度まで	15,641千円 ただし、平成20年度利子補給対象融資限度額 200,000千円
特定農産加工業体質強化資金利子補給	平成21年度から平成31年度まで	6,183千円 ただし、平成20年度利子補給対象融資限度額 200,000千円
中山間地域活性化資金利子補給	平成21年度から平成36年度まで	10,179千円 ただし、平成20年度利子補給対象融資限度額 300,000千円
農業経営体育成資金利子補給	平成21年度から平成46年度まで	61,930千円 ただし、平成20年度利子補給対象融資限度額 2,700,000千円
農家負担軽減支援特別資金利子補給	平成21年度から平成36年度まで	49,626千円 ただし、平成20年度利子補給対象融資限度額 500,000千円

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
治山事業費	2,585,000			
水産事業費	1,988,100			
河川事業費	11,587,000			
砂防事業費	3,331,900			
海岸事業費	495,400			
港湾事業費	977,500			
福岡北九州高速道路公社出資	2,633,000			
都市計画事業費	1,810,400			
道路事業費	36,273,300			
鉄道整備事業負担金	18,901,000			
直轄事業負担金	16,023,200			
公営住宅建設事業費	3,331,600			
警察施設整備事業費	3,631,600			
教育施設整備事業費	9,079,300			

災害復旧事業費	545,400			
福岡北九州高速道路公社転貸	2,873,000			
退職手当	15,400,000			
臨時財政対策	51,334,000			
計	<b>195,035,300</b>			



## 平成20年度福岡県財政調整基金特別会計予算

平成20年度福岡県財政調整基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 66,821 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成20年3月28日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		66,821
	1 財 産 運 用 収 入	66,821
歳 入 合 計		<b>66,821</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 積 立 金		66,821
	1 積 立 金	66,821
歳 出 合 計		<b>66,821</b>

## 平成20年度福岡県公債管理特別会計予算

平成20年度福岡県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 567,303,124 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成20年3月28日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		252,676,124
	1 一 般 会 計 繰 入 金	174,256,774
	2 基 金 繰 入 金	78,419,350
2 県 債		314,627,000
	1 県 債	314,627,000
歳 入 合 計		<b>567,303,124</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		567,303,124
	1 公 債 費	567,303,124
歳 出 合 計		<b>567,303,124</b>

平成20年度福岡県市町村振興基金特別会計予算

平成20年度福岡県市町村振興基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ193,633千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成20年3月28日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		193,632
	1 諸 収 入	193,632
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		<b>193,633</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 事 務 費		256
	1 事 務 費	256
2 繰 出 金		193,377
	1 一 般 会 計 繰 出 金	193,377

歳 出 合 計

193,633

平成20年度福岡県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成20年度福岡県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 969,390 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成20年3月28日 議決

福岡県知事 麻 生 渡



別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		414,479
	1 諸 収 入	414,479
2 繰 入 金		14,727
	1 一 般 会 計 繰 入 金	14,727
3 繰 越 金		540,184
	1 繰 越 金	540,184
<b>歳 入 合 計</b>		<b>969,390</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 費 貸 付 事 業 費		969,390
	1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金 費 貸 付 事 業 費	969,390

歳 出 合 計

969,390

## 平成20年度福岡県災害救助基金特別会計予算

平成20年度福岡県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 28,233 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成20年3月28日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		28,233
	1 財 産 運 用 収 入	28,233
歳 入 合 計		<b>28,233</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 費		28,233
	1 基 金 積 立 金	28,233
歳 出 合 計		<b>28,233</b>

## 平成20年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計予算

平成20年度福岡県農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ446,220千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成20年3月28日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		23,372
	1 一 般 会 計 繰 入 金	23,372
2 繰 越 金		221,942
	1 繰 越 金	221,942
3 諸 収 入		164,488
	1 諸 収 入	164,488
4 県 債		36,418
	1 県 債	36,418
歳 入 合 計		446,220

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 農業改良資金助成事業費		446,220
	1 農業改良資金助成事業費	446,220
歳 出 合 計		446,220

## 第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付事業費	36,418	証書借入の方法により政府から起債する。	無利子	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第19条第3項の規定に基づき償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもってこれにあてる。



## 平成20年度福岡県営林造成事業特別会計予算

平成20年度福岡県営林造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 391,269 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成20年3月28日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		37
	1 使用料	37
2 国庫支出金		13,770
	1 国庫補助金	13,770
3 財産収入		2,783
	1 財産売却収入	2,783
4 繰入金		323,986
	1 一般会計繰入金	323,986
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		8,492
	1 雑入	8,492

7 県	債	42,200	
	1 県	債	42,200
歳 入 合 計		<b>391,269</b>	

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 林 造 成 事 業 費		391,269
	1 県 営 林 造 成 事 業 費	391,269
歳 出 合 計		<b>391,269</b>

## 第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営林造成事業費	42,200	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成20年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成21年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め40年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

## 平成20年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計予算

平成20年度福岡県林業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ156,811千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成20年3月28日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 別 表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		1,599
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,599
2 繰 越 金		88,092
	1 繰 越 金	88,092
3 諸 収 入		67,120
	1 諸 収 入	67,120
歳 入 合 計		<b>156,811</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 林業改善資金助成事業費		156,811
	1 林業改善資金助成事業費	156,811

歳 出 合 計

156,811

## 平成20年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成20年度福岡県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ165,309千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成20年3月28日 議決

福岡県知事 麻 生 渡



別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		2,691
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,691
2 繰 越 金		46,617
	1 繰 越 金	46,617
3 諸 収 入		116,001
	1 諸 収 入	116,001
歳 入 合 計		<b>165,309</b>

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業		165,309
	1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金 費 助 成 事 業	165,309

歳 出 合 計

165,309

## 平成20年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計予算

平成20年度福岡県小規模企業者等設備導入資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,310,760千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成20年3月28日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 債		728,396
	1 県 債	728,396
2 繰 入 金		268,875
	1 一 般 会 計 繰 入 金	268,875
3 諸 収 入		2,025,665
	1 雑 入	2,025,665
4 繰 越 金		1,287,824
	1 繰 越 金	1,287,824
歳 入 合 計		<b>4,310,760</b>

歳 出

(単位：千円)

款		項	金 額
1	小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 貸 付 事 業 費		2,287,983
		1 小 規 模 企 業 者 等 設 備 導 入 資 金 貸 付 事 業 費	2,287,983
2	公 債 費		2,022,777
		1 公 債 費	2,022,777
歳 出 合 計			<b>4,310,760</b>

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小規模企業者等設備導入 資金貸付事業費	728,396	証書借入の方法により独立行政法人中小 企業基盤整備機構から起債する。	年1.35%以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103 号）第28条の規定に基づく業務方法書の定 めるところにより償還する。 償還財源は当該貸付金の償還金をもって これにあてる。

## 平成20年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計予算

平成20年度福岡県公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 504,196 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成20年3月28日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第2表 継 続 費  
(変 更)

(単位：千円)

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額
1 巨瀬川開発事業費	1 巨瀬川開発事業費	巨瀬川開発事業費	37,115,989	51	100,000	37,226,513	51	100,000
				52	204,000		52	204,000
				53	34,000		53	34,000
				54	8,195		54	8,195
				55	62,639		55	62,639
				56	50,000		56	50,000
				57	90,000		57	90,000
				58	90,000		58	90,000
				59	103,106		59	103,106
				60	120,000		60	120,000
				61	125,779		61	125,779
			62	153,815		62	153,815	



				63	226,412		63	226,412
				元	681,877		元	681,877
				2	859,990		2	859,990
				3	680,745		3	680,745
				4	1,303,363		4	1,303,363
				5	1,988,147		5	1,988,147
				6	1,672,863		6	1,672,863
				7	831,056		7	831,056
				8	499,471		8	499,471
				9	454,322		9	454,322
				10	1,533,037		10	1,533,037
				11	1,170,601		11	1,170,601
				12	1,072,541		12	1,072,541
				13	1,094,631		13	1,094,631
				14	1,564,681		14	1,564,681

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				15	2,802,842		15	2,802,842
				16	2,916,082		16	2,916,082
				17	3,115,179		17	3,115,179
				18	3,111,305		18	3,111,305
				19	3,077,717		19	3,077,717
				20	1,110,000		20	2,410,524
				21	4,207,593		21	3,017,593
2	那珂川開発事業費	1 那珂川開発事業費	110,324,350	63	150,000	110,718,366	63	150,000
				元	307,220		元	307,220
				2	364,215		2	364,215
				3	372,846		3	372,846
				4	466,942		4	466,942
				5	529,024		5	529,024
				6	544,587		6	544,587

				7	544,580		7	544,580
				8	549,227		8	549,227
				9	576,749		9	576,749
				10	891,840		10	891,840
				11	764,463		11	764,463
				12	867,311		12	867,311
				13	689,863		13	689,863
				14	638,783		14	638,783
				15	1,720,167		15	1,720,167
				16	3,758,092		16	3,758,092
				17	7,618,309		17	7,618,309
				18	7,774,847		18	7,774,847
				19	9,883,114		19	9,883,114
				20	11,300,000		20	9,284,016
				21	8,800,000		21	8,800,000

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
				22	4,300,000		22	4,300,000
				23	3,600,000		23	3,600,000
				24	13,500,000		24	13,500,000
				25	11,200,000		25	11,200,000
				26	12,200,000		26	12,200,000
				27	2,500,000		27	2,500,000
				28	600,000		28	600,000
				29	3,312,171		29	5,722,171
3 祓川開発事業費	1 祓川開発事業費	祓川開発事業費	71,139,381	2	156,221	72,017,383	2	156,221
				3	206,727		3	206,727
				4	211,756		4	211,756
				5	320,369		5	320,369
				6	269,406		6	269,406
				7	275,917		7	275,917

				8	250,183		8	250,183
				9	258,467		9	258,467
				10	672,886		10	672,886
				11	688,724		11	688,724
				12	756,208		12	756,208
				13	771,781		13	771,781
				14	522,583		14	522,583
				15	465,080		15	465,080
				16	492,390		16	492,390
				17	1,488,623		17	1,488,623
				18	2,059,020		18	2,059,020
				19	4,780,970		19	4,780,970
				20	4,500,000		20	5,926,002
				21	5,600,000		21	5,600,000
				22	7,200,000		22	7,200,000

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前		補正後	
			総額	年度 年割額	総額	年度 年割額
				23 8,400,000		23 8,400,000
				24 8,900,000		24 8,900,000
				25 7,400,000		25 7,400,000
				26 7,100,000		26 7,100,000
				27 4,100,000		27 4,100,000
				28 1,600,000		28 1,600,000
				29 1,692,070		29 1,144,070

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
巨瀬川開発事業費	1,150,000	証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。 証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。 発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。 起債時期は平成20年度とする。 ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成21年度以降に繰り越すことができる。	年9.0%以内	起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。 ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。 この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。 償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。
那珂川開発事業費	2,484,700			
祇川開発事業費	1,847,500			
計	5,482,200			

平成20年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計予算

平成20年度福岡県県営埠頭施設整備運営事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10,669,876 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成20年3月28日 議決

福岡県知事 麻 生 渡



第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		451,883
	1 使用料	451,883
2 繰入金		2,713,303
	1 一般会計繰入金	1,262,107
	2 基金繰入金	1,451,196
3 県債		6,776,700
	1 県債	6,776,700
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		44,474
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	44,473

6 財 産 収 入		683,515
	1 財 産 運 用 収 入	4,052
	2 財 産 売 払 収 入	679,463
歳 入 合 計		<b>10,669,876</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費		2,163,258
	1 県 営 埠 頭 施 設 整 備 費	2,163,258
2 公 債 費		8,506,618
	1 公 債 費	8,506,618
歳 出 合 計		<b>10,669,876</b>

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭施設整備事業費	3,652,700	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成20年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成21年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

平成20年度福岡県流域下水道事業特別会計予算

平成20年度福岡県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 23,100,882 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

平成20年3月28日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 御笠川那珂川流域下水道 事業費収入		9,779,161
	1 分担金及び負担金	4,219,651
	2 国庫補助金	2,679,750
	3 繰入金	466,693
	4 県債	1,158,200
	5 諸収入	12,606
	6 使用料	504
	7 繰越金	1,241,757
2 多々良川流域下水道 事業費収入		3,546,358
	1 分担金及び負担金	1,686,808
	2 国庫補助金	627,000
	3 繰入金	455,047

	4	県	債	424,600
	5	諸	収入	7,888
	6	使	用料	242
	7	繰	越金	344,773
3	宝満川流域下水道 事業費収入			1,596,630
	1	分担金及び負担金		612,827
	2	国庫補助金		288,500
	3	繰入金		102,343
	4	県債		122,900
	5	諸収入		375,355
	6	使用料		46
	7	繰越金		94,659
4	宝満川上流流域下水道 事業費収入			446,722
	1	分担金及び負担金		274,786
	2	国庫補助金		7,750

(単位：千円)

款	項	金額
	3 繰入金	93,575
	4 県債	44,600
	5 諸収入	1,395
	6 繰越金	24,616
5 筑後川中流右岸流域下水道事業費収入		1,266,662
	1 分担金及び負担金	490,387
	2 国庫補助金	286,000
	3 繰入金	243,165
	4 県債	149,400
	5 諸収入	11,776
	6 使用料	4
	7 繰越金	85,930
6 遠賀川下流流域下水道事業費収入		1,390,669
	1 分担金及び負担金	622,453

	2 国 庫 補 助 金	340,700
	3 繰 入 金	227,108
	4 県 債	182,100
	5 諸 収 入	18,308
7 矢部川流域下水道 事業費収入	3,285,511	
	1 分担金及び負担金	690,248
	2 国 庫 補 助 金	1,551,000
	3 繰 入 金	342,615
	4 県 債	587,900
	5 諸 収 入	113,748
8 遠賀川中流流域下水道 事業費収入	1,291,350	
	1 分担金及び負担金	301,233
	2 国 庫 補 助 金	425,000
	3 繰 入 金	254,926
	4 県 債	212,500



(単位：千円)

款	項	金額
	5 諸 収 入	97,691
9 明星寺川雨水流域下水道 事業費収入		497,819
	1 分担金及び負担金	127,177
	2 国庫補助金	236,000
	3 繰入金	16,567
	4 県債	118,000
	5 諸 収 入	75
歳 入 合 計		23,100,882

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 御笠川那珂川流域下水道 事業費		9,779,161
	1 御笠川那珂川流域下水道 事業費	9,779,161
2 多々良川流域下水道 事業費		3,546,358

	1 多々良川流域下水道費	3,546,358
3 宝満川流域下水道費		1,596,630
	1 宝満川流域下水道費	1,596,630
4 宝満川上流流域下水道費		446,722
	1 宝満川上流流域下水道費	446,722
5 筑後川中流右岸流域下水道費		1,266,662
	1 筑後川中流右岸流域下水道費	1,266,662
6 遠賀川下流流域下水道費		1,390,669
	1 遠賀川下流流域下水道費	1,390,669
7 矢部川流域下水道費		3,285,511
	1 矢部川流域下水道費	3,285,511
8 遠賀川中流流域下水道費		1,291,350
	1 遠賀川中流流域下水道費	1,291,350

(単位：千円)

款	項	金額
9 明星寺川雨水流域下水道費		497,819
	1 明星寺川雨水流域下水道費	497,819
<b>歳出合計</b>		<b>23,100,882</b>

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
御笠川那珂川流域下水道建設費	平成21年度		2,655,750千円
多々良川流域下水道建設費	平成21年度		315,000千円
宝満川流域下水道建設費	平成21年度		300,000千円
筑後川中流右岸流域下水道建設費	平成21年度		57,000千円
矢部川流域下水道建設費	平成21年度から 平成22年度まで		2,066,000千円
遠賀川中流流域下水道建設費	平成21年度		688,000千円

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	2,740,200	<p>証書借入又は証券発行の方法により政府、銀行その他から起債する。</p> <p>証券発行の場合の発行価格は、額面100円につき90円以上とする。</p> <p>発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p> <p>証券発行時期が適当でないと認められるときは、この起債にかわる短期債を起すことができる。</p> <p>起債時期は平成20年度とする。</p> <p>ただし、工事その他の都合により起債額の全部又は一部を平成21年度以降に繰り越すことができる。</p>	年9.0%以内	<p>起債年度から据置期間を含め30年度間以内に元金均等、元利均等又は満期一括により償還する。</p> <p>ただし、融通条件又は財政の都合により、繰上償還をなし、償還年限を短縮し又は借換することができる。</p> <p>この県債にかわる短期債は、適宜期限を定めてその期限内にこの起債の収入金をもって償還する。</p> <p>償還財源は事業収入又は一般財源をもってこれにあてる。</p>

平成20年度福岡県住宅管理特別会計予算

平成20年度福岡県住宅管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,404,337千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表歳入歳出予算」による。

平成20年3月28日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

別表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県営住宅管理費収入		7,295,299
	1 使 用 料	6,426,931
	2 国 庫 補 助 金	205,061
	3 繰 越 金	275,399
	4 諸 収 入	387,907
	5 財 産 売 払 収 入	1
2 県営住宅敷金管理費収入		109,038
	1 繰 越 金	1
	2 諸 収 入	109,037
歳 入 合 計		<b>7,404,337</b>

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 営 住 宅 管 理 費		7,217,647
	1 県 営 住 宅 管 理 費	7,217,647
2 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費		86,690
	1 県 営 住 宅 敷 金 管 理 費	86,690
3 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳 出 合 計		<b>7,404,337</b>



平成20年度福岡県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成20年度福岡県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病 床 数 (精神病床 300 床)
- (2) 患 者 延 人 員 (入院患者 97,455 人 外来患者 33,402 人)
- (3) 一 日 平 均 患 者 数 (入院患者 267 人 外来患者 114 人)

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		2,229,641 千円
第1項 医 業 収 益		1,639,787 千円
第2項 医 業 外 収 益		548,069 千円
第3項 特 別 利 益		41,785 千円

	支	出
第1款 病院事業費		2,441,856 千円
第1項 医業費用		2,099,905 千円
第2項 医業外費用		337,474 千円
第3項 特別損失		3,477 千円
第4項 予備費		1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 資本的収入		468,972 千円
第1項 負担金		186,799 千円
第2項 他会計からの長期借入金		102,173 千円
第3項 補助金		180,000 千円

	支	出
第1款 資本的支出		468,972 千円
第1項 建設改良費		8,774 千円
第2項 企業債償還金		460,198 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第3条 支 出

第1款 病院事業費

第1項 医業費用

第2項 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	19,249 千円
(2) 交際費	30 千円

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、41,188 千円である。

平成20年3月28日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

(総 則)

第1条 平成20年度福岡県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

目標供給電力量 48,161,000キロワット時

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 電気事業収益		469,381 千円
第1項 営業収益		457,744 千円
第2項 財務収益		10,350 千円
第3項 事業外収益		1,287 千円
	支	出
第1款 電気事業費		468,294 千円
第1項 営業費用		438,904 千円

第2項 財務費用	5,839 千円
第3項 事業外費用	13,551 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

44,822千円は過年度分損益勘定留保資金 16,455 千円及び繰越利益剰余金処分量 28,367 千円で補てんするものとする。）。

	収 入	
第1款 資本的収入		0 千円
	支 出	
第1款 資本的支出		44,822 千円
第1項 建設改良費		33,290 千円
第2項 企業債償還金		6,532 千円
第3項 予備費		5,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら

以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費 164,209 千円

(2) 交際費 333 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、1,000 千円と定める。

平成20年3月28日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

平成20年度福岡県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成20年度福岡県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水事業所数        53事業所
- (2) 総給水量        40,416,480立方メートル
- (3) 一日平均給水量        111,034立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 工業用水道事業収益		1,643,855 千円
第1項 営業収益		1,636,035 千円
第2項 営業外収益		7,820 千円
	支	出
第1款 工業用水道事業費		1,448,417 千円

第1項 営業費用	1,189,631 千円
第2項 営業外費用	238,786 千円
第3項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1,218,931 千円は過年度分損益勘定留保資金 1,015,390 千円及び繰越利益剰余金処分量 203,541 千円で補てんするものとする。).

### 収 入

第1款 資本的収入	71,598 千円
第1項 負担金	16,652 千円
第2項 受託金	54,946 千円

### 支 出

第1款 資本的支出	1,290,529 千円
第1項 建設改良費	394,728 千円
第2項 企業債償還金	885,801 千円
第3項 予備費	10,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、72,000 千円と定める。



(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 178,967 千円

(2) 交際費 197 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、7,000 千円と定める。

平成20年3月28日 議決

福岡県知事 麻 生 渡

## 平成20年度福岡県工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成20年度福岡県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- |                    |      |               |
|--------------------|------|---------------|
| (1) 白石地区臨海工業用地造成事業 | 土地造成 | 365,000平方メートル |
| (2) 磯光内陸部工業用地造成事業  | 土地造成 | 258,000平方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 造成事業収益			2,348 千円
第1項 営業外収益			2,348 千円
	支	出	
第1款 造成事業費			287,113 千円
第1項 営業費用			257,267 千円
第2項 営業外費用			29,846 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額166,293千円は繰越利益剰余金処分量166,293千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		2,400,032千円
第1項 工業用地造成事業収入		32千円
第2項 他会計借入金		2,400,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		2,566,325千円
第1項 造成事業費		166,325千円
第2項 他会計借入金償還金		2,400,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、38,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 110,759千円

(2) 交 際 費

713 千円

(重要な資産の取得及び処分)

第7条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

区 分	種 類	名 称	数 量	処 分 の 態 様
1 処分する資産	土 地	内陸工業用地 宮若市磯光	平方メートル 258,000	売 払 い

平成20年3月28日 議決

福岡県知事 麻 生 渡